

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 7 年 8 月 19 日

大分地方法務局佐伯支局 登記官 富 永 美 香

記

1 手続 番号	2 表題部所有者 不明土地に係る 所在事項	3 地目	4 地積 (㎡)	5 抹消する登記事項	6 登記すべき事項
3203 -2023 -0007	佐伯市大字高松浦 字向ノ奥 4 4 6 番	山林	247	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者が不在 (令和元年法律第 15 号 第 14 条第 1 項第 4 号イ)
3203 -2023 -0018	佐伯市大字高松浦 字與平谷 4 6 6 番	山林	148	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者が不在 (令和元年法律第 15 号 第 14 条第 1 項第 4 号イ)
3203 -2023 -0022	佐伯市大字高松浦 字トヲセン 1 1 4 4 番	原野	495	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者が不在 (令和元年法律第 15 号 第 14 条第 1 項第 4 号イ)
3203 -2023 -0023	佐伯市大字高松浦 字トヲセン 1 1 5 9 番	山林	99	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者が不在 (令和元年法律第 15 号 第 14 条第 1 項第 4 号イ)